



まちづくりだより

第76号

第一整備地区

土地区画整理審議会の開催結果について

令和8年7月15日(水)に、エコパークさがみはら学習室で、第34回の相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会を開催し、下記の事項について、ご審議いただきました。



【諮問事項】

- 1 仮換地指定の変更について
- 2 保留地の決定について

【報告事項】

- 3 仮換地指定の軽微な変更について
- 4 保留地の軽微な変更について

諮問事項(1, 2)につきましては、原案に異議がない旨の答申をいただきました。会議録につきましては、後日、市ホームページに掲載します。

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から、相続人は不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記することが法律上義務化されています。

遺産分割がまとまりそうにない(争いがある)場合や、登記上の所有者の相続人が非常に多いために、相続登記に必要な戸籍関係書類の収集に時間を要する場合など、ご事情により期限内に相続登記をすることが困難な場合でも簡易に義務を履行できるよう「相続人申告登記」という新たな制度も創設されています。

相続登記義務化の概要

遺産分割の話し合いがまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割をすることが困難

相続人申告登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は令和9年3月31日までに登記が必要です。

相続登記の義務化の詳細については、法務省のホームページをご確認ください。

○相続登記の義務化特設ページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki-gimuka/index.html>

※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

※相続等が発生した場合は、麻溝台・新磯野区画整理事務所にご連絡をお願いいたします。



第2回公園・緑道ワークショップ実施のお知らせ

8月1日(土)に第2回ワークショップを開催し、14名の方にご参加いただきました。

今回のワークショップでは、各公園の「あだ名」や「エリア分け」をもとに理想の過ごし方を話し合い、各エリアにあった施設や遊具を選びました。詳細につきましては、別紙ニュースレターをご覧ください。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL : 042-769-9254 (事業計画・換地・補償に関すること)

TEL : 042-707-7184 (現場管理に関すること)

FAX : 042-754-8490